

山口県報

平成24年
3月30日
(金曜日)

目 次

人委規則

公益的法人等への職員のパ遣に関する規則の一部を改正する規則……………一

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………一

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………二

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………二

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………二

地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………二

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………三

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………三

人委訓令

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………四

人委告示

級別職務区分表に関する告示の一部改正……………四

公益的法人等への職員のパ遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

公益的法人等への職員のパ遣に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員のパ遣に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第一

号）の一部を次のように改正する。

- 第二号第一項第六号から第九号までを次のように改める。
- 六 公益社団法人山口県栽培漁業公社
- 七 一般財団法人山口県建設技術センター
- 八 公益財団法人山口県ひとつくり財団
- 九 公益財団法人やまぐち産業振興財団
- 第二号第一項第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次の一号を加える。
- 十二 地方公共団体金融機構

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三一 大学卒の項第三号を次のように改める。

三 専門職学 位課程修了 資格	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資 格
-----------------------	---

別表第三一 大学卒の項第四号(1)中「肄網格」を「肄網格」に改め、同項第六号中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年山口県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一健康福祉部地域医療推進室及び健康増進課の項の次に次のように加える。

健康福祉部障害者支援課	児童の生活指導及び保育を担当する職員	一(児童と起居をともにする者にあつては、三)
-------------	--------------------	------------------------

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「国体・障害者スポーツ大会局長」を削り、「理事」を「理事スポーツ文化局長」に改め、「国体・障害者スポーツ大会局長」を削り、「交通運輸対策室長」を「県史編さん室長」に、「県民局次長」を「美術館長(萩美術館・浦上記念館長に限り)に、

浦上記念館長に限り)に、「美術館長(萩美術館・浦上記念館長に限り)を「男女共同参画相談センター」所長に改め、「このみ園長」を削り、「調整監」を「動物愛護センター」所長

に改め、「このみ園長」を削り、「調整監」を「調整監(人事委員会の定めるものに限る。)(「美術館副館長(萩美術館・浦上記念館副館長に限り)を「学芸専門監」消費生活センター次長

に改め、「このみ園長」を削り、「調整監」を「調整監(人事委員会の定めるものに限る。)(「美術館副館長(萩美術館・浦上記念館副館長に限り)を「学芸専門監」消費生活センター次長

に改め、「このみ園長」を削り、「調整監」を「調整監(人事委員会の定めるものに限る。)(「美術館副館長(萩美術館・浦上記念館副館長に限り)を「学芸専門監」消費生活センター次長

に改め、同表警察本部の項中「会計監査官」を「会計監査官」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表中

和歌山市	六級地
岡山市	
福津市	

を

仙台市	五級地
岡山市	六級地
福津市	

に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第十九号に次のように加える。

- 二 暴力団員等から危害を加えられるおそれがある者を保護するため、その身辺等において行う警戒の作業

第十九条第二項第十六号八中「前項第十九号八」の下に「及び二」を加える。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「主査（人事課にあつては財団法人山口県ひとづくり財団（昭和四十二年四月三日に財団法人山口県教育財団という名称で設立された法人をいう。以下「財団」という。）に派遣されるものを除き、人事課、財政課及び秘書課を除く各課にあつては課の事務を総括するもの及び庁舎管理班のものに限る。）人事課の調整監、主幹」を「企画監（公立大学法人山口県立大学及び地方独立行政法人山口県立病院機構に派遣されるものを除く。）副課長 人事課の主幹、主査」に、「財団に」を「公益財団法人山口県ひとづくり財団に」に、「学事文書課の法令班長」を「給与厚生課の保健福利班長、学事文書課の法令班長」に、「財産管理班長、営繕班長及び設備管理班長」を「庁舎管理班長及び営繕班長」に、「財政課の主幹」を「財政課の調整監、主査」に、「広報広聴課の広聴企画班長及び主幹（県民相談担当のものに限る。）（秘書課の主幹及び主任」を「秘書課の主査及び主任 県史編さん室の室長」に改め、「及び民間空港再開推進室」を削り、「室次長 市町課の行政班長 交通運輸対策室の室長」を「室次長」に改め、「県史編さん室」を削り、「監理課の争訟班長 総務企画課、施設調整課及び競技式典課の主幹（課の事務を総括するものに限る。）（せと」を「せと」に、

県	民	局	局長	次長	を
---	---	---	----	----	---

美	術	館	館長	副館長	に改め、
県	民	局	局長	次長	

美	術	館	館長	副館長	学芸専門監	及び
---	---	---	----	-----	-------	----

こ	の	み	園	園長	総務課長	を削り、同表
---	---	---	---	----	------	--------

会計管理局の項中「主査（課の事務を総括するものに限る。）」を「副課長」に改め、同表教育委員会の事務局等の項中「審議監 課長」を「審議監 課長 企画監 学校安全管理監 副課長」に改め、「課の事務を総括するもの並びに」を削り、「及び人事班に限る。）の教育調整監」の下に「主幹」を加え、「社会教育・文化財課 人権教育

課及び学校安全・体育課の主査（課の事務を総括するものに限る。）を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県人事委員会訓令第一号

局 中 一 般

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県人事委員会事務局処務規程（昭和四十八年山口県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の表事務局次長の項中、「主査」を「主幹」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県人事委員会告示第一号

級別職務区分表に関する告示（昭和六十年山口県人事委員会告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

山口県人事委員会

行政職給料表級別職務区分表四級の項中、「主査」を「副課長」に改め、

「主査」を「主査」に、「田布施農業高等学校事務長」を「田布施農

工高等学校事務長」に改め、同表六級の項中「交通運輸対策室長」を「県史編さん室

長」に、「企画監」を「企画監」に改め、「東京事務所次長」を削り、「県民局次長

「東京事務所次長」を「美術館副館長」に改め、「美術館副館長」及び「このみ

記念公園管理事務所長」を「山口きらら博記念公園管理事務所長」に、

「教育調整監」を「教育調整監」に、「田布施農業高等学校事務長」を「田布施農工高

等学校事務長」に改め、同表七級の項中「国体・障害者スポーツ大会局次長」を削り、

同表八級の項中「観光交流局長」を「スポーツ・文化局長」に改め、同表九級の項中

「国体・障害者スポーツ大会局長」を削る。

公安職給料表級別職務区分表五級の項中「災害対策官」を削る。